政令

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二百四号」を「第二百五号」に改め、同条に次の一号を加える。

二百五　給食費負担軽減交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
内閣総理大臣　高市　早苗

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年四月一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百十三号

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「千九百十三億円」を「二千百九十九億円」に、「四千百五億円」を「五千七百六十九億円」に、「十一万五千八百九十五分の十一万五千五百四十七」を「十一万四千二百三十一分の十一万三千七百六十八」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地震保険に関する法律施行令第三条の規定は、この政令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項の再保険契約について適用し、同日前に締結した同項の再保険契約については、なお従前の例による。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

省令

○総務省令第五十六号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項の規定に基づき、令和八年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

総務大臣　林　芳正

令和八年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令

（交付額の特例）

第一条　令和八年四月において各地方団体に対して交付すべき地方交付税の額は、地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、当該地方団体の令和七年度分の普通交付税の額に〇・二四八九七八七六三四を乗じて得た額とする。ただし、令和八年度において交付すべき普通交付税の額が令和七年度分の普通交付税の額に比して著しく減少することとなると認められる地方団体又は令和七年度においては普通交付税の交付を受けたが、令和八年度においては普通交付税の交付を受けないこととなると認められる地方団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

（廃置分合又は境界変更があった場合の交付額の算定）

第二条　前条の場合において、令和八年四月一日以前一年内及び同年四月二日から前条の規定により交付すべき額が交付されるまでの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があった場合における令和七年度分の普通交付税の額は、次の各号に定めるところによる。

一　廃置分合により一の地方団体の区域の全部が他の地方団体の区域となったときは、当該廃置分合前の関係地方団体に係る令和七年度分の普通交付税の額の合算額をもって、当該地方団体が新たに属することとなった地方団体の同年度分の普通交付税の額とする。

二　廃置分合により一の地方団体の区域が分割された場合において、分割された区域に係る令和七年度分の普通交付税の額は、当該廃置分合前の地方団体の令和七年度分の普通交付税の額を、当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ令和七年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に対して交付すべきであった普通交付税の額に按分した額とする。